

教務規程抜粋

1. 出欠

- (1) 欠席・欠課・遅刻・早退（忌引・公欠を含む）をするときは、その都度届け出をしなければならない。
- (2) 次の事項に該当するときは、欠席として取り扱わない。
 - ア. 忌引（一親等・二親等・三親等の場合に限り、それぞれ5日以内・3日以内・1日以内）
 - イ. 出席停止（感染症予防法による隔離、学校保健安全法により出席停止となる場合および校長が出席しなくてもよいと認めたもの）
- (3) 次の事項に該当するときは、出席とみなす。（公欠）
 - ア. 授業に代わる効果を認められる事由によるもの
 - イ. 公共交通機関の遅延など不可抗力によるもの

2. 定期考査

- (1) 第1学期、第2学期は2回、第3学期は1回実施する。
- (2) 病気やその他やむを得ない理由により、定期考査を受験できなかった者に対しては、見込点として、当該学期の他の定期考査成績（3学期の場合は第1学期、第2学期の考査成績の平均）の80%まで与えることができる。
- (3) 忌引・公欠等により受験できなかった場合は、他の定期考査の100%まで与えることができる。
- (4) 定期考査で不正行為を行った生徒に対しては、当該科目の得点を0点とする。

3. 学習の評価

- (1) 学習の評価は、定期考査の成績のほか、平常の学習テスト、ノート、課題、作品、授業に臨む姿勢や意欲、振り返りシート等により、総合的に行う。
- (2) 成績評価は、各学期末に教科・科目ごとに、観点別学習状況の評価により行い、学年末には第1学期、第2学期、第3学期の成績を総合して行う。

4. 単位認定

単位の認定は、学年末に次の基準によって行う。

- ア. 欠課時数が授業時数の3分の1以下であること。ただし、病気やその他やむを得ない理由による場合は、職員会議で審議する。
- イ. 学年末評定が2以上であること。

5. 単位追認

- (1) 単位が認定されなかった者に対しては翌年度の4月及び8～9月に単位追認試験を行う。ただし、卒業年度の日程については成績会議で別に定める。
- (2) 単位追認試験に合格した場合は、当該科目の単位を認定する。

6. 進級

- (1) 本校の定める各学年の教育課程を履修し、下記の各号を満たした者は進級を認める。
 - ア. 修得単位数が履修すべき単位数の3分の2以上であること
 - イ. 出席日数が出席すべき日数の3分の2以上であること
 - ウ. 特別活動・総合的な探究の時間における活動状況が適切であること
- (2) 前項の各号を満たさない者の進級の可否は職員会議の審議の上、校長が決定する。
- (3) 進級が認められなかった場合は、原級留置とし、同一学年の課程を再履修しなければならない。

7. 卒業認定

- (1) 本校の定める教育課程をすべて修得した者は卒業を認定する。
- (2) 前項の基準を満たさない者でも、学習指導要領に定める基準を満たしている場合は、成績会議で審議の上、校長が卒業を認定することができる。
- (3) 在籍年限は、最大6年とする。

8. 通知表

通知表には観点別学習状況の評価、および5段階評定を記入する

9. 転学・退学

- (1) 転学を希望する者は、転学願いを提出しなければならない。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、校長が退学に処することができる。
 - ア. 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - イ. 学力劣等で成績向上の見込みがないと認められる者
 - ウ. 正当な理由なく出席が常でない者
 - エ. 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

10. 休学・復学

- (1) 休学期間は3ヶ月以上とし、同一年度末までとする。休学が次年度に継続する場合は、再度休学願いを提出する。
- (2) 生徒が休学、復学するときは、その事由を付けて保護者等が校長に願い出て、許可を受けなければならない。必要であるならば、医師の診断書を添える。